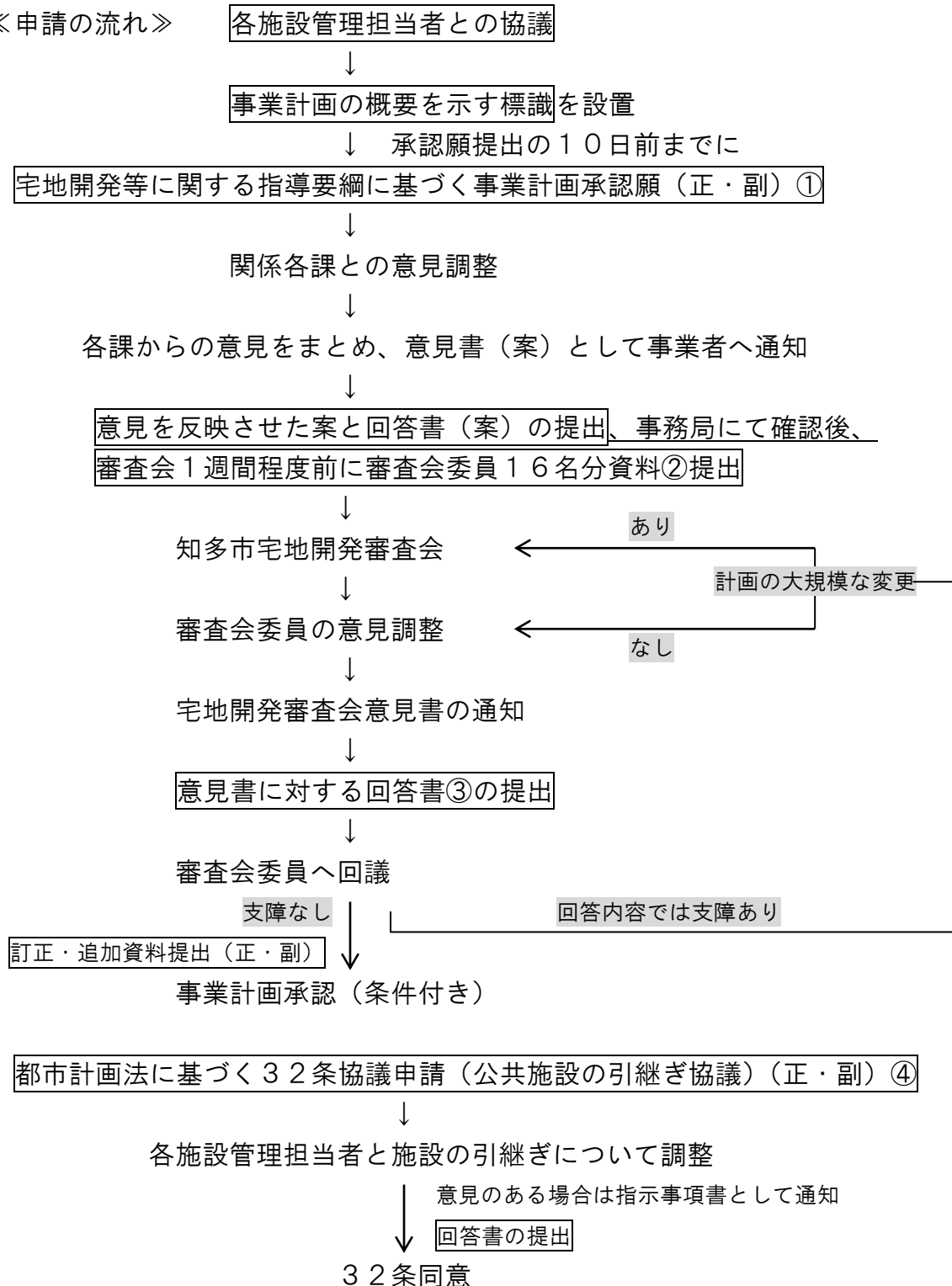


知多市宅地開発等に関する指導要綱に基づく事業承認審査会案件

(事業区域面積 3000 m²以上) 事務フロー

□内は申請者による手続き

≪ 申請の流れ ≫



都市計画法に基づく29条開発行為許可申請（正・副・写）⑤



県事務所へ進達



県事務所での開発許可

※計画段階においては、事業計画が変更する度に愛知県開発許可技術基準に適合しているかどうか、知多建設事務所に確認をすること。

《工事着手から完了までの流れ》

着手届提出（市・県）



公共施設の引継ぎのある各所属での完了検査合格後

完了届提出（市・県）



完了検査



完了検査済証の交付

完了公告（検査済証交付後2週間程度）



公共施設の引継ぎ

《主な公共施設管理部署（参考）》

公共施設管理部署	公共施設	指導要綱基準
土木課 （市道のみ）	道路	区域内6m、区域外取付道路6m（1ha超6.5m）
	雨水排水施設	
	道路安全施設	必要に応じ、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯
緑と花の推進課	公園緑地	都市計画法及び愛知県開発許可技術基準
水道課	給水施設	
下水道課	污水排水施設	
ごみ対策課	ごみ収集場所	可燃30戸・不燃50戸に1箇所（3.5㎡ずつ）
消防本部予防課	防火水槽	開発区域10,000㎡以上で貯水量40t以上
市民協働課	集会施設	300戸に1箇所（延面積165㎡以上）

《添付書類について》

①事業計画承認願（正・副）

- ・ 事業計画承認願（様式１）
- ・ 事業計画書（様式１裏面）
- ・ 誓約書（様式３）
- ・ 事業実績経歴書（申請者に係るもの）
- ・ 案内図（都市計画基本図１／２５００以上）
- ・ 公図（開発区域に接する道路、水路等隣接地の状況のわかるもの）
- ・ 現況図
- ・ 土地利用計画平面図
- ・ 造成計画平面図（土地利用計画平面図と兼ねても良い）
- ・ 造成計画断面図
- ・ 排水計画平面図
 - ┌ 排水流域図
 - └ 流量計算書
- ・ 公共公益施設設置計画書
 - ┌ 従前の公共施設一覧表（愛知県の様式による）
 - ┌ 新設する公共施設一覧表（愛知県の様式による）
 - └ 付替えに係る公共施設一覧表（愛知県の様式による）
- ・ 実測図に基づく公共施設の新旧対照図
（一覧表と対照番号を一致すること）
- ・ 公共施設詳細図
 - ┌ 雨水排水調整施設構造図
 - ┌ 公園計画平面図および求積図
 - └ 集会所平面図・立面図
- ・ 給水計画平面図
- ・ 道路標準図
- ・ 緑地配置図および求積図
- ・ 現況敷地写真
 - ┌ 標識設置場所・標識の内容が確認できるもの（近景・遠景）
 - └ 事業区域の現況の様子が確認できるもの（既設排水施設、接続道路等）
- ・ 関係者への説明を行なった旨の経過書（ＨＰに任意様式あり。）

隣地土地所有者、隣地建築物所有者、隣地建築物居住者、土木専門員及び地区駐在員等へ事業計画の説明を行う。説明した日時、対象所有地（居住地）、応対者、関係者からの意見・要望、事業者からの回答等を記入する。

②知多市宅地開発審査会資料（委員１４名分+事務局２名分）

- ・事業計画書（任意の様式で様式１裏面の内容を項目ごとに説明するもの）
- ・案内図
- ・現況図
- ・土地利用計画平面図
- ・造成計画断面図
- ・排水計画図
- ・道路標準図
- ・公共施設詳細図（公園、ごみ置場）

③宅地開発審査会意見書に対する回答書

- ・任意様式（市参考様式有）により、回答日、申請者氏名（押印）を記入し、意見書に付した番号に沿って意見とそれに対する回答を記入すること。
- ・各担当者と協議した事項については、誰といつ協議したのかも記入すること。
- ・協議中ではなく、了承を得た上で回答書を提出すること。

④都市計画法に基づく３２条協議申請書（正・副）

- ・３２条協議申請書（任意様式：市参考様式有）
 - ┌ 従前の公共施設一覧表（愛知県の様式による）
 - ├ 新設する公共施設一覧表（愛知県の様式による）
 - └ 付替えに係る公共施設一覧表（愛知県の様式による）
- ・実測図に基づく公共施設の新旧対照図
（一覧表と対照番号を一致すること）
- ・土地利用計画平面図
- ・公共施設詳細図
- ・その他（宅地開発審査会の意見を反映させ、変更した箇所がある場合、変更箇所が分かる図面）

⑤都市計画法に基づく２９条開発行為許可申請書（正・副・写）

愛知県開発許可の実務の手引き 開発許可申請添付図書参照